

令和2年4月10日

北区内の学童クラブ・保育園等に  
児童が在籍する保護者の勤務先事業者の皆さま

東京都北区長 花川 與惣太

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた  
利用・登園自粛の要請について

このたび東京都北区教育委員会においては、国の緊急事態宣言及び東京都知事からの要請を踏まえて、保育園及び学童クラブご利用のみなさまで、下記の項目に該当される以外の方に、登園・登室の自粛を要請したうえで、規模を縮小して運営することといたしました。

貴事業所におかれましては、こうした状況を考慮いただき、当該就労者の在宅勤務や事故休暇の取得などについて、貴社の制度、公的機関が実施する予定の支援制度を最大限活用いただき、特段のご配慮をお願いするものです。

記

1 受け入れ対象となる園児・児童

(1) 保護者が医療関係者や社会機能維持事業者等としてお勤めの方で、他に保育等を行うものがない園児・児童

例) 医療、交通、金融、社会福祉、行政機関、物流、食品・医薬品の販売等に従事するもの

(2) 緊急事態宣言後においても、引き続き保育等が行えない特段の事情がある方で、他に保育等を行うものがない園児・児童

例) 保護者の病気・けが、ひとり親家庭など